

七尾市告示第 2 5 5 号

七尾市宅地復旧補助金交付要綱（令和 6 年七尾市告示第 1 5 5 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 1 1 月 2 7 日

七尾市長      茶   谷   義   隆

第 2 条第 2 号に次のように加える。

ウ   地震の発生時に市内に住所を有していた全壊・半壊解体世帯のうち、市内の宅地において住まいの再建を行う者（再建先の宅地を占有する場合は、当該宅地の所有者から第 3 条の規定による対象工事の施工について承諾を受けた者に限る。）

附   則

この告示は、公表の日から施行する。